

平成24年11月30日

府中市教育委員会

インフルエンザの出席停止期間の考え方について

学校保健安全法施行規則第19条第2号（平成24年4月1日改正）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」

1 発症後5日について

(1) 「発症」の取り扱い

「発熱（37.5度以上）」のみを「発症」とする。発熱以外の症状（関節の痛み等）は含まない。

(2) 「発症日」の取り扱い

医師の診断日にかかわらず、発症した日（発熱が始まった日）を基準とする。

(3) 「日数」の取り扱い

発症した日の翌日から起算する。発症した日（発熱が始まった日）は含まない。

2 解熱後2日について

(1) 「日数」の取り扱い

解熱した翌日から起算する。解熱した日は含まない。

3 インフルエンザ発熱期間と出席開始日の目安

(1) 幼児の場合

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
1日間							出席可能			
2日間							出席可能			
3日間							出席可能			
4日間								出席可能		
5日間									出席可能	
6日間										出席可能

(2) 児童・生徒の場合

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日間							出席可能		
2日間							出席可能		
3日間							出席可能		
4日間							出席可能		
5日間								出席可能	
6日間									出席可能

(発熱あり 発熱なし)

【参照】 東京都医師会 学校医会会報 (2012年11月15日発行 Vol. 227)